

# 喀痰吸引等の従事者認定（1号、2号 不特定の者対象）フローチャート <事業者が未登録又は行為の追加等の場合>

事業所で**介護職員**がたん吸引等を行っていますか？

NO YES

従事者は看護師資格を持っていますか？

YES NO

従事者は基本研修又は「**医療的ケア**」を修了していますか？ ※

★Point  
 看護師資格があれば研修は不要。代わりに、従事者名簿に記載の上、看護師免許証のコピーを県あてに提出してください。

※平成28年度以前に介護福祉士資格取得の方は、「医療的ケア」未終了者にあたります

## 従事者認定証申請の手続き

YES NO

登録研修機関にて基本研修を受講します。

実地研修は受講済みですか？

YES NO

所属事業所or登録研修機関が紹介する施設にて、看護師指導のもと実地研修を受けます。

登録研修機関にて修了証を受領します。

県高齢者福祉課あてに認定特定行為業務従事者認定証の申請を行います。

認定特定行為業務従事者認定証を県が交付します

認定特定行為業務従事者として所属事業所に登録。

★Point  
 介護福祉士登録証に「医療的ケア」が付記されていても、大分県が交付する認定証が必要です。県に申請を行ってください。

事業所の登録は不要です。

## 事業者申請の手続き

事業者申請は  
 ・完全新規？  
 ・行為の追加？

新規

追加

県高齢者福祉課あてに新規で事業者の登録申請を行う。

県高齢者福祉課あてに登録**内容変更**申請を行う。

(新規の場合)事業者登録通知を県が交付します  
 (行為の追加の場合)事業者変更登録通知を県が交付します

(医師の指示+看護職員との連携+利用者の同意があつて)利用者に対して  
 喀痰吸引等を実施できます！  
 ※登録通知に記載の事業開始年月日から可能